

第4回 日野市 ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会

開催日時	平成 19 年 6 月 4 日（月）午前 9 時 00 分～11 時 00 分
開催場所	生活・保健センター
出席者	委員 17 名（学識経験者 2 名、行政 3 名、身体障害者団体 5 名、関連市民団体 3 名、市民 4 名） サポート職員 9 名 オブザーバー 2 名（国土交通省、首都大学東京、各 1 名） 事務局 7 名（都市計画課 4 名、日野市交通アクセスを考える会 1 名、コンサルタント 2 名）
配布資料	議事次第 資料 1 日野市ユニバーサルデザイン推進条例の「枠組み」の検討 付、別表 1、2 及び事例集 資料 2 ユニバーサルデザイン推進のための体制について 資料 3 席次表

1. 開会

※資料等確認

2. 建築物のバリアフリー化にかかわる制度・体制について

※資料 1 前半及び資料 2 に沿って、建築物のバリアフリー化の制度の現状と課題、今後の対応と体制について説明。

（オブザーバー）1 点目は、宅盤と道路との段差については、ガイドラインの中で扱うとあったが、条例に盛り込めないか？地形上困難な場合などに配慮した「ただし書き（ただし、地形の状況その他やむを得ない場合においては...）」をつけることで、条例に位置づけることも可能なのではないか？

2 点目は、条例のチェックと建築確認の連携を図るという点について。日野市に建築確認申請が出される場合は連携が図れても、民間の確認機関に確認申請が出される場合は、連携が保てない。厳しい行政に出さずに、民間に出すという事態も予想されるので、どう民間と連携を図って担保するか？が課題である。

（事務局）宅盤と道路については「開発指導」とも関係するので、まちづくり条例の所管（まちづくり課）とも連携して、今後検討を深めたい。また、建築確認申請との連携についても、まちづくり条例の開発指導ともども、業者への指導徹底について検討していきたい。

（委員）福祉環境整備要綱の対象施設と、実際に「まちづくり条例」に届出られた施設数に差があるということだったが、それはどの程度なのか？まちづくり条例に届け出があったものについては、福祉環境整備要綱部署に必ず連絡が行くのか？

（事務局）平成 17 年データによると、建築確認から逆算した「福祉環境整備要綱」の対象件数は 119 件。一方、「福祉環境整備要綱」の届出があったのは 60 件であった。つまり、要綱の対象なのに、出されていないのが 59 件あった。

（委員）まちづくり条例には届出の強制力があり、福祉環境整備要綱にはないとのことだったが、両者の届出件数にはどの程度差があるのか？

(委員長) まちづくり課と生活福祉課の際の部分の扱いが重要だ。数量の押さえは、基準をどれだけ厳しくするかという判断に係わってくるので、数字で明確に整理し、次回、示して下さい。

(事務局) 届出の流れと、実際の件数については、次回までにわかりやすく整理してお示します。

(委員) 1点目：委任条例と自主条例の双方で「ユニバーサルデザイン条例」という名前が出ている。つまり、建築確認の対象になる「義務」のものと、「義務ではないもの」が、同じ条例の中に別々の条文で存在する形になるということだと思う。そして、窓口は保険福祉部となっているので、健康福祉部に届けが出たときに、義務のものとそうでないものが混ざってきて、義務のものは建築指導課に行ってしまうということになると思う。このあたりは非常に複雑なので、再度整理してお示しいただきたい。

2点目：要綱・条例の範囲外である200㎡以下の小規模物販店舗（コンビニなどが該当する規模）の件数が多いので、これらも対象施設に含めることが考えられるとの説明があった。しかし、小規模建築物に対してまで、その他の建築物と同等の基準を一律に適用することには無理がある。規模によって整備基準の内容を変えていく必要があるだろう。

(委員長) 建築確認の「確認対象」と「非対象」について、わかりやすく説明してもらいたい。また、小規模建築物については、基準についての案もいずれ作成していただきたい。

(事務局) 小規模建築物に適用する緩やかな基準については、先ほど説明し忘れたが、事例集に埼玉県福祉のまちづくり条例の例をあげている。埼玉県はコンビニエンスストアも整備対象としているが、これらに対しては、出入口、敷地内通路、トイレについてのみ簡易な基準を設けている。

(事務局) 日野市では今回、自主条例のみを定める方向で提案させていただいているが、委任条例と自主条例両者を設ける場合は、同じ条例の中で条文・章を分けるなどして併記することが考えられる。世田谷区は、以前2つを併記した条例としていたが、最近になって、委任条例部分を分け、2つの条例にした。なぜ分けなければならなかったのかは、うかがってみたいとわからないので、これも今後の検討課題となる。

(委員長) 埼玉県福祉のまちづくり条例の小規模店舗の基準をみると、「利用者の用に供するトイレを設ける場合に」とある。しかし、そもそもこういったトイレを設けないケースが出る可能性もある。トイレをつくるスペースがない場合は、どうするのかなども含めて、市の方針を考えておく必要がある。

(委員) 5～6頁のフローですが、福祉環境整備要綱で本来対象となる件数が119件なのに、まちづくり条例から来る届出件数が60数件ということは、まちづくり条例から要綱への流れが詰まっているためではないかと思う。また、まちづくり条例がカバーしていない「小規模で漏れている施設」があるのだろう。まちづくり条例が全ての施設の入り口になっているわけではないからと考えられるが、そのあたりはどうか？

(事務局) 119件が要綱の対象施設だが、まちづくり条例の対象は約60件となっている。

要綱で届出が出たのは67件でした。要綱だけだと7件で、残り50件は、まちづくり条例の対象になっておらず、届出が出されていない。また、建築確認の方でも確認されず、建物が建てられてしまう。

(委員長) 捕捉できない部分をどうやって捕捉するかは、対象施設規模の引き下げに係わる部分だと思う。残り50件を放置するとどうなるのか？補足した67件と漏れたものの違いは何か？このあたりは状況確認はできないか？これを明確にすることが、小規模の施設をどこまで対象にするのか？という議論につながっていく。

(副委員長) 対象施設を図示した別表1に、まちづくり条例の対象施設も加えると、漏れが視覚的に分かると思う？

(委員長) 一枚に多くの情報を書き込みすぎるとわかりにくくなる懸念もあるので、工夫してください。

(事務局) 福祉環境整備要綱の対象施設の範囲はまちづくり条例よりも広く、まちづくり条例ではカバーされていない施設も多くある。つまり、全ての施設がまちづくり条例の事前相談からスタートするわけではないので、どうしても差が出てくる。

(事務局) まちづくり条例の対象施設は、施設種類に関係なく、規模だけで対象が設定されている。そのため、同一の表に図示することは難しい状況にある。

(委員長) どういう手続きにするのか？を考える場合には、①どんな問題がおきて、どこに負担がかかるのか？というマイナスと ②どんな効果が現れるかというプラス（効果）を天秤にかけて、具体的に検討しないといけない。厳しくした場合に、建築主がどこまで対応できるか？役所はどこまでできるのか？ということがあるので、力関係がわかるデータを出してもらいたい。要綱と条例のせめぎあいの部分なので、是非整理してください。

3. ユニバーサルデザインを推進する環境・しくみづくりについて

※資料1後半に沿って説明。

(委員) 資料の中で、ユニバーサルデザインという言葉とバリアフリーという言葉が混在している。言葉をどのように使い分けているのか？用語の整理が必要ではないか？

(事務局) 資料作成段階で混乱があったので、きちんと整理されていない。今後、きちんと整理したい。

(委員長) 用語の使い分けに関して、よい案はあるか？

(委員) バリアフリーには、「良いバリアフリー」と「悪いバリアフリー」があると考えている。「悪いバリアフリー」とは、1ルートだけバリアフリーのルートが確保されていれば、それでいいというバリアフリー。ターミナル駅で多くの出口があるのに、1つしか使えないとか、非常に特殊なリフトを使わざるを得ないとか、駅員がいないと利用できず、自由に自分で動けないといった例だ。そういった「特定の人のためのもので、特別扱い」と思わせてしまう側面が、「バリアフリー」にはある。このため、ユニバーサルデザイン＝障害者や高齢者だけでなく、全ての人にとって使いやすいという言葉が出てきた。「バリアフリー化への道筋をつける」というと、

特別扱いも OK となりそうだ。

(委員長) 日本では、バリアフリー法と言っているが、アメリカやカナダでは、「バリアフリー」という言葉を「よい言葉」としては使っていない。バリアフリーよりももう少し進んだユニバーサルデザインを使った方がよいかと思う。なお、使う場合には、ユニバーサルデザインという言葉の概念をしっかりと説明して、これを全面に出す。もしも、バリアフリーという言葉の方がわかりやすいからという理由で使うなら、ユニバーサルデザインとバリアフリーの関係を明確にした上で出してほしい。私としては、ユニバーサルデザインに用語を統一した方が問題ないと思う。この辺りも検討してもらいたい。

(委員) ユニバーサルデザイン＝みんなで共通に使えるものという概念が、市民全体にピンとくるものなのかどうかは疑問だ。啓蒙の意味も含めて、用語の定義をきちんと載せたいと思う。

具体的には、道路のユニバーサルデザインとはどんなものなのか？例えば、道路の段差の問題では、車いす使用者と視覚障害者の利益が対立しがちだ。しかしこれは、互いの思いやりと理解で克服していけるものだと思う。ユニバーサルデザインとは、みんなの共通理解から生まれるものだというを確認したい。

道路とは何なのか？ソフト面が重要だ。私は、歩行者が安心・安全・楽しんで歩けるのが「道」だと思っている。交通運用を考えて休日は歩行者優先にするなど、コミュニティ全体の理解のもとで、「誰もが道草しながら歩いていけるようなものが道路のユニバーサルデザインだ」というような具体的なイメージを、条例から読み取れるようにしてもらえるとよいと思う。

(委員長) 事例を交えながら、それぞれの部門で「ユニバーサルデザインとはこういうものと考えていく」というスタンスを示すことが必要なのかもしれない。

道路の 2 cm の段差については、技術問題と政治問題の 2 つが絡んでいる。技術問題は解けるものと解けないものがある。政治問題の部分はそれぞれの利益／不利益の調整が必要。これはトレードオフの関係にあり、声の大きな方が勝つとなりがちだが、やはり、互いに話し合った上で決定するということが必要だろう。これについては、5 年間かけて実験が行われ、視覚障害者の方の認知には、段差よりも勾配がより重要だということがようやくわかってきた。そこで 2cm でなく、1cm にしましょうという話も出てきてはいる。ユニバーサルデザインの展開については、丁寧に考える必要がある。

(オブザーバー) ユニバーサルデザイン推進計画策定に当たっては、ユニバーサルデザインの実現が、全ての住民にとってメリットがあるということを強調した表現にしてもらいたい。最近、バリアフリー化のおかげで、ベビーカーでの外出や荷物カートの利用が増えてきた。障害者にとってメリットがあるという概念でなく、ユニバーサルデザインは全ての人にとって暮らしやすい・動きやすい、メリットのあるものなのだという表現を強く出してもらいたい。

(委員) 知る環境づくりとは具体的にどのような内容なのか？「心のバリアフリー」も入る

のか？

(事務局) 心のバリアフリーは重要で、この部分に入ってくると考えている。教育では、学校の総合学習や一般の体験・講習会などの啓発活動を考えている。知ることが、理解すること・考えることにつながると思うので、そのあたりを盛り込みたい。

(委員長) 事例があると理解しやすいので、事例集をさらに充実させてもらいたい。例えば、町田市では視覚障害者の方に出会った場合の対応パンフレットを数千部配布したし、視覚障害の方がインターネットで「まちのガイドをしてください」という案内も作っている。教育については、アメリカのイースターシールズ プロジェクト アクションという障害者が外出するためのプログラムがある。このアメリカの例については、6～7月頃、交通エコロジーモビリティ財団から報告書が出るので、それを待って、紹介してもらいたい。

(委員) 私は車も運転するし、車いすでも道を走る。普段、車いすでは歩道を走っているが、走りにくいと感じる歩道では、車道に出て走ることもある。しかし、車を運転していると、そういった行為は危ないと感じる。歩道が走りにくくて車道に出ざるを得ないと多くの人が感じる箇所というのを調査して、これを検討にあげていくといったしくみづくりも条例にあげてもらいたい。

(委員長) 利用者が日常使いにくいと思っている意見を吸い上げて、改修にどう結びつけていくのか？ 走りにくさには、路面のテクスチャー、幅員、勾配、路上へのはみ出し陳列などの要因がからんでいる。このうち、路面のテクスチャーについてはピンコロ（小さなブロック）を使わないなどの配慮があれば解決できるし、勾配等に関しては、工事担当者が車いすの立場に立てれば、目指したとおりの施工・管理ができる。配慮できるよう情報提供・啓発していくことも重要だろう。

(副委員長) 検討を示すプロセスも重要だ。ガイドライン、検討推進組織、市民の参加、モデル集・事例集の作成と定期的な更新など、全体の流れを具体的示してもらいたい。

(委員長) 財と機能。機能がないことが問題で、これを総合的・連続的に捉えていくことが重要。プロセスも継続的に発展させていくしくみに入るかもしれない。チェックのしくみ、PDCAのしくみも盛り込んでももらいたい。

(委員) 事業者も含めた市民参加のしくみが重要だ。届出が出ていないという話があったが、これは別に事業者がさぼっているわけではない。先ほど小規模建築物もバリアフリー化の対象にするという話もあったが、検討するにあたっては、小規模事業者の意見も聞かないといけないと思う。話す機会が必要だ。小規模事業者には、バリアフリーはほとんど問題にしていないし、知られてもいない。知識を得る機会が必要だろう。お互いの対話の中から、これはできる／これはできないという部分を検討し、両方で折り合いをつけながら解決していかないと進まない。やらなければならない事業側も参加しないと聞けない。

(委員長) 建築確認や要綱にひっかからないと、事業者との対話のチャンスがない。それ以外の方法で対話することはどこまで可能か？ かからない建築物はどのくらいあるのかデータをとり、どういう対応が可能か？ 直接対話、要綱、自主条例など、レベル

別にデータを集めてもらいたい。

(委員) 江東区のやさしいまちづくり推進計画(平成 16 年策定)に係わったので、少し説明します。

この計画は 2～3 年かけて市民参加でつくった計画です。計画策定にあたっては、行政の各部署から各一人と、障害者、公募市民が検討に参加しました。時間をかけて検討しただけに、方向性は揺るがないものになりました。先ほど教育の場という話がありましたが、江東区の計画づくりのように、みんなで一緒になって作業していくことでわかってくることもあります。そのため、ユニバーサルデザイン推進計画の策定にあたっては、みんなで一緒に作っていく必要があります。

また、当計画は今年 1 年かけて見直されることになっていますが、やはり、「何年後には見直す」と、見直し期限を明確に記載することが必要と考えます。

(委員長) 事例集に練馬区の 200 人モニターというのがありますが、これを含む「福祉の街づくり総合計画」の策定に当たっては、建築だけでも 10 回程度集まって議論しましたし、50～100 回に及ぶワークショップ・会議を開催しました。

(オブザーバー) 当委員会の資料や議事録は、ホームページなどで公開しているのか？最終的に条例がどのようなプロセスを経て作成されていたのか、オープンにしてもらいたい。

(委員長) 建築関係の検討は公開になじまない上、現段階では、回ごとに内容が変わっていく可能性があるので、公開は時期尚早だと考えている。

(オブザーバー) ある程度固まってきてから、あるいは事後でもかまわないので、是非オープンにしてもらいたい。

(委員長) では、次回への宿題ですが、

- 1 条例と要綱の戦略を、データも揃えて、示してください。
- 2 しくみづくりに関しては、事例集を充実させてください。

以上、2 点をよろしくお願いいたします。

4. 事務連絡

※先日、案内とともに送付した、第 3 回委員会議事録の訂正箇所の確認(訂正なし)

※次回日程については、後日、郵送で通知

5. 閉会

以上